

「不服審査基本通達（異議申立関係）」の主要な改正の趣旨について

「不服審査基本通達（異議申立関係）」については、「行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 26 年法律第 69 号）」等により国税通則法等の改正が行われたことに伴い、次のとおり改正する。

1. 第 1 編 国税通則法関係について

① 第 75 条《国税に関する処分についての不服申立て》関係

75－7（（不備を補正した日））【新設】

国税通則法（以下「通則法」という。）第 75 条第 4 項第 1 号括弧書において、3 か月経過後に再調査の請求についての決定を経ないで国税不服審判所長に対して審査請求をすることができる場合の起算日に関する「再調査の請求をした日」について、再調査の請求書の記載事項等に係る不備の補正を求められた場合には、「当該不備を補正した日」となることとされた。

この不備の補正が書面の郵送等によりなされる場合においては、民法の原則に従い、当該書面が再調査審理庁に到達した日が「不備を補正した日」となることを留意的に明らかにする（通則法第 77 条第 4 項《不服申立期間》の規定により通則法第 22 条《郵送等に係る納税申告書等の提出時期》の規定が準用されるのは、再調査の請求書又は審査請求書に限られている）。

② 第 77 条《不服申立期間》関係

77－1（（正当な理由））【新設】

不服申立期間経過後においても不適法な不服申立てとならない不服申立期間の例外について、改正前の通則法第 77 条第 3 項の「天災その他……期間内に不服申立てをしなかつたことについてやむを得ない理由があるとき」及び同条第 6 項の「誤つて法定の期間より長い期間を不服申立期間として教示した場合において、その教示された期間内に不服申立てがされたとき」が削除され、通則法第 77 条第 1 項ただし書において「正当な理由があるとき」と規定された。この「正当な理由があるとき」に該当する場合の例を留意的に示す。

③ 第 77 条の 2《標準審理期間》関係

77 の 2－1（（標準審理期間））【新設】

通則法第 77 条の 2 において、再調査審理庁又は国税庁長官は不服申立てについて

の決定又は裁決をするまでに「通常要すべき標準的な期間」を定めることが努力義務とされた。この「通常要すべき標準的な期間」についての解釈を明らかにする。

④ 第 81 条《再調査の請求書の記載事項等》関係

81－5（（相当の期間））【新設】

再調査の請求書の記載事項等が法令の規定に違反する場合には、「相当の期間」を定めて不備を補正することを求めることとされているが（通則法 81③）、この「相当の期間」について、不備を補正するのに通常要する期間をいうことを留意的に明らかにする。

81－10（（不適法であつて補正することができないことが明らかなとき））【新設】

「再調査の請求が不適法であつて補正することができないことが明らかなとき」は、再調査審理庁は、審理手続を経ないで、決定で、この再調査の請求を却下することができることとされた（通則法 81⑤）。この「不適法であつて補正することができないことが明らかなとき」に該当する場合の例を示す。

⑤ 第 84 条《決定の手続等》関係

84－4（（申立人の所在その他の事情））【新設】

再調査の請求人又は参加人の申立てがあつた場合には、申立人に口頭で再調査の請求に係る事件に関する意見を述べる機会を与えなければならないが、「当該申立人の所在その他の事情により当該意見を述べる機会を与えることが困難であると認められる場合」には、その必要がないとされたため（通則法 84①）、この「申立人の所在その他の事情」についての解釈を明らかにする。

84－11（（相当の期間））【新設】

再調査の請求人又は参加人は、証拠書類又は証拠物を提出することができることとされ、この場合に、再調査審理庁が、「証拠書類又は証拠物を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない」とされた（通則法 84⑥）。この「相当の期間」について、証拠書類又は証拠物を提出するのに通常要する期間をいうことを留意的に明らかにする。

⑥ 第 95 条の 2《口頭意見陳述》関係

95 の 2－1（（原処分庁に対する質問））【新設】

審査請求の審理手続における口頭意見陳述において、口頭意見陳述の申立人は、担当審判官の許可を得て、原処分庁に対して質問を発することができることとされた（通則法 95 の 2②）。この質問に対して、原処分庁は、回答に確認を要するなどの事情がある場合を除いて、口頭意見陳述の場において適切に回答する旨を定める。

⑦ 第 108 条《総代》関係

108－2（(書面による証明)）【新設】

総代の権限の書面による証明は、総代選任書等の提出によることを留意的に明らかにする。

⑧ 第 109 条《参加人》関係

109－6（(参加人の代理人)）【新設】

通則法第 107 条《代理人》の規定が参加人の不服申立てへの参加について準用される旨の規定が設けられたことに伴い（通則法 109③）、参加人の代理人の取扱いについては、通則法第 107 条関係の取扱い（不服申立人の代理人に関する取扱い）に準ずる旨を記載する。

⑨ その他「異議申立て」が「再調査の請求」に改正されたことに伴う文言修正等、所要の整備を行う。

2. 第 2 編 行政不服審査法関係について

「第 1 編 国税通則法関係」で定める取扱いと同様のものについて、それぞれの取扱いに準ずる旨を定めるほか、所要の整備を行う。

3. 通達の標題の改正について

従来の「国税庁長官に対する異議申立て」が「国税庁長官に対する審査請求」に改められたことに伴い、通達の標題を「不服審査基本通達（国税庁関係）」に改正する。